

政令第 号

気象業務法施行令の一部を改正する政令

内閣は、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表季節予報の項の次に次のように加える。

地震動予報	地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条において同じ。）の予報
火山現象予報	噴火、降灰等の予報
津波予報	津波の予報

第四条の表気象注意報の項の次に次のように加える。

地震動注意報	地震動によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
火山現象注意報	噴火、降灰等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

第四条の表津波注意報の項中「の有無及び程度について一般の注意を喚起するために」を「によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して」に改め、同表気象警報の項の次に次のように加える。

地震動警報

地震動に関する警報

火山現象警報

噴火、降灰等に関する警報

第五条中「左の」を「次の」に改め、同条の表空域予報の項中「国土交通省令」を「航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第一項の規定により国土交通大臣の指定する航空路その他の国土交通省令」に改め、「気象」の下に「及び火山現象」を加え、同表航空路予報の項を削り、同表空域警報の項中「国土交通省令」を「航空法第三十七条第一項の規定により国土交通大臣の指定する航空路その他の国土交通省令」に改め、「気象」の下に「及び火山現象」を加え、同表航空路警報の項を削り、同表海上予報の項及び海上警報の項中「気象」の下に「火山現象」を加える。

第七条第一号の表中

気象警報

海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日

高潮警報	本放送協会の機関
波浪警報	

気象警報	海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
高潮警報	
波浪警報	
地震動警報	日本放送協会の機関

改め、同表津波警報の項中

津波警報

を

火山現象警報
津波警報

に改め、「又は都道府県警察」を削り

、「海上保安庁」の下に「都道府県」を加え、同表洪水警報の項中

洪水警報

を

地面現象警報
洪水警報

に改める。

第七条第二号の表中「航空路警報」を削る。

附則

に

を

(施行期日)

1 この政令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日から施行する。

(国土交通省組織令の一部改正)

2 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十七条第二十二号中「及び火山現象を除く」を「にあつては、発生した断層運動による地震動（第二百三十条第一号において単に「地震動」という。）に限る」に改める。

第二百三十条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に関すること。

理由

気象業務法の一部を改正する法律の施行に伴い、気象業務法第十三条第一項の規定に基づき気象庁が行う警報として地震動警報及び火山現象警報を追加する等の必要があるからである。